

9. 婚姻したとき、配偶者が入国したとき

◎配偶者のマイナンバーを確認させてください。

10. 振込口座を変更するとき

◎「口座変更届」を提出ください。

登録している振込口座を変更等する場合、支給日の前月上旬までに届出が必要です。届出がないと支給日に振り込みができず、支給が遅くなりますのでご注意ください。

※口座名義は請求者本人に限ります。
配偶者は児童の名義の口座は登録できません。

現況届について

現況届は、毎年6月1日時点の状況を確認し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監護、生計関係等）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

所得等の確認により、受給資格者が変更になる場合は、現受給者の受給資格消滅手続きおよび新受給者の新規認定請求手続きが必要です。

◎ 現況届の提出

児童の養育状況が変わっていないければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は原則不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・算定対象者※3を含む、3人以上の児童を養育している方のうち、算定対象者が学生以外の方

※3 18歳到達後、最初の3月31日を経過した後、22歳到達後、最初の3月31日までの間にある方

- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・その他、児童の養育確認のため町から提出の案内があった方

※現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
その場合、**配偶者と離婚協議中であることが客観的にわかる書類が必要です**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

児童手当制度 のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！



**令和6年10月分から
制度が一部変わりました！**

三木町役場
こども課 こども家庭係
TEL：087-891-3322
(ダイヤルイン)

児童手当について

1. 支給対象

児童手当は、高等学校卒業に相当する年齢まで（18歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。また、父母等の収入（所得）の状況を考慮し、原則として「所得の高い方」※に支給します。

※前年（1月分～5月分は前々年）の所得で判定します。
※毎年、町にて行う所得等の確認により、受給者の切替を案内する場合があります。
※所得制限はありません。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※「第3子以降」とは、22歳到達後、最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

令和6年12月以降、原則として、毎偶数月（12月・2月・4月・6月・8月・10月）の7日※¹に、それぞれの前月分までを支給します。

※¹ 7日が土・日・祝日等の場合は直前の平日が支給日となります。



以下の場合、申請・届出が必要です

児童手当は、事由発生日※²の翌日から起算して15日以内に申請が必要です。原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、事由発生日が月末に近く申請日が翌月になった場合、事由発生日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※² 出生日・前住所地の転出予定日・公務員の退職日・離婚日・拘禁日・18歳到達後、最初の3月31日等

1. 初めてお子さんが生まれたとき

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

◎「認定請求書」を提出してください。

申請に必要なもの

- ・請求者本人名義の振込口座が確認できるもの
- ・マイナンバー確認書類（請求者および配偶者）
- ・請求者本人の健康保険証の写し
または年金加入証明書
（国家公務員共済および地方公務員共済組合加入者で、児童が3歳未満の場合）

【請求者と高校生年代以下の児童が別居の場合】 （単身赴任・児童の進学等）

- ・別居監護申立書
- ・児童のマイナンバー確認書類
（児童の住所が町外の場合）

【算定対象者を含む、3人以上の児童を養育している場合】

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・算定対象者のマイナンバー確認書類

※世帯の状況によっては、これ以外にも書類が必要になる場合があります。

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合、現住所の市区町村での手続きとなります。

3. 第2子以降の出生や養育する児童が増えたとき

◎「額改定認定請求書」を提出してください。

4. 他の市区町村に住所が変わるとき

◎「受給事由消滅届」を提出ください。

◎転出先の市区町村で新たに認定請求手続きを行ってください。

5. 公務員になったとき、 公務員でなくなったとき

◎町と勤務先に申請・届出をしてください。

公務員は勤務先からの支給になりますので、町で受給中の方が公務員になったときおよび公務員でなくなったときは、町と勤務先の両方で手続きが必要です。

※公務員ではあるが、勤務先の官署に変更があった場合も手続きが必要です。

6. 児童を監護しなくなったとき （離婚・拘禁等）

◎「受給事由消滅届」を提出ください。

受給資格者が変更になる場合は、現受給者の受給資格消滅手続きおよび新受給者の新規認定請求手続きが必要です。

7. 受給者と高校生年代以下の児童が 別居になったとき （単身赴任・児童の進学等）

◎「別居監護申立書」を提出ください。

8. 3人以上の児童を養育している方で、 高校生年代の児童が大学生年代になったとき

◎「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出ください。